

令和元年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和元年7月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第4号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子  
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋  
9 番深野政勝 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9名）

佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森  
湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。昨日は参議院選挙ということで、皆さん大変ご苦労様でした。今日は、また利用状況調査が始まりますので、説明を詳しく頂きまし

て9月末までをお願いしたいと思ひます。暑い中ではありすが、よろしくお願ひいたします。また、事務局より説明があるかと思ひすが、8月6日に浜田市農業委員会の協議会総会がござひます。この度は、浜田のいわみーるで行われます。その中で現地視察があります。農地パトロールということで、現地視察でさまざまな状況が分かるような所で、非常に参考になるような、ある意味では目合わせというように思ひております。是非、ご参加を頂きたいと思ひます。それから、8月21日には松江の県民会館で農業委員と最適化委員の研修会が予定されています。そして8月20日は総会がありまして、8月はさまざまな研修会や総会、更に利用状況調査と予定が続きますけれども、暑い中ではありますので、水分等を取りながら行って頂ければと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員と階本推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、6番 大村委員、7番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 桜江町大貫 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑

で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。合計で畑が5筆、●●●●㎡です。権利は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、遠隔地に居住しており耕作できないということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は2人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償移転です。担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の1ページをご覧ください。ここは●●●●地域と言いまして、邑智西部区域特別中山間地域ということで、小さな畑を小分けした耕作地になっている場所なのですが、申請地は国道261号線と下に江の川がありますけれど、桜江大橋から9キロくらいの所になります。この図面で申しますと、左側が江津方面で右側が川本方面になります。現地まで図面からでしたら300mくらい、そして右に曲がる道路がありまして、下の方に川越大橋と書いてありますが、そこからですと100mくらい下った所の位置になります。そこを歩いて行くような形になりまして、下の方は全面的に農道のような道がありまして、皆利用しています。譲り受けた方は、お父さんが作っておられまして、●●●●●さんは遠隔地におられますので、もう農業は出来ないということで貸しておられました。そういった中で今回の申請に至ったのですが、先程も言いましたように、お父さんがもともと作っておられたのを、息子さんが受けて作っていきたいというような申請ですので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。場所は位置図の 2 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。合計で畑が 3 筆、●●●●㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、遠隔地のため耕作できない、譲受人の希望によるということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、農業経営拡大のためということです。受入世帯の稼働人員は 1 人中 1 人です。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は原田委員です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。縦に見て頂くと分かり易いかと思います。右上に江津市民体育館とありますが、これは地場産の上にあります中央公園の体育館になります。江津市民体育館の左側に道が下に向かって通っていますが、これは千田の方に抜ける和木地区農免道路になります。この和木地区農免農道と書いてある文字の左手に、新谷に下りて行く下りの道がありまして、この道をずっと下りて行くと、中央部の下辺りに●●●●さんという家がありまして、これは譲受人の自宅になります。申請地は、●●●●さん宅から右斜め上に位置しています、斜線部分で●●●●と●●●●、その先に●●●●というように、3 箇所農地があります。20 日の土曜日、午後に現地を確認しまして、譲受人の●●●●さんに話を聞きました。現地は山で斜面になっていまして、もともと何十年前は野菜等を作っておられたようですが、今は果樹の栗や柿の木があるということで確認をしました。年に数回、●●●●さんの方が草刈りをしているというような状況で、譲渡人の方はお兄さんにあたるということですが、遠隔地でこちらに帰って来る予定も無く、耕作も出来ないのので弟に譲りたいということです。今後は、果樹を増やしていきたいという話をされていまして、問題は無いかと思いますが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第4条

《 都野津町 》

会 長 次に日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、現在居住している住居が手狭になったため、自己の居宅を新築するということです。申請人は井上行政書士さんで、担当委員は深野委員です。工期は許可の日から令和元年12月31日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図の3ページをご覧ください。左上から右下の方に道路が走っていますが、これは都野津駅から真っ直ぐ進んできまして、突き当たりが県立江津高校になっている道路で旧江津皆井田線です。この突き当たりを左折しまして、約50m進んだ左側に申請地がございます。現在は、駐車場に使われていたように見えたのですが、草も生えて無く少し整地されているような感じでした。この地域は、住宅がだんだんと建ってきていまして、特別問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は、会社員の方です。転用目的は進入用道路です。転用理由は、県道から●●●●宅への進入用道路として賃貸するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は佐々木英夫委員で、工期は平成 10 年月日不詳からということで、顛末書が出ています。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 4 ページをご覧ください。江津バイパス東口から県道浅利渡津線を、東へ約 1 キロの距離になるかと思えます。●●●●の下と言いますか、県道に面した所に位置します。横に駐車場がありますが、これは●●●●の職員の方が多く利用されているそうです。その駐車場から●●●●に向かって道路があります。歩いて上がると、坂道になっていますけれど、その坂道を上って●●●●に通われているというふうにお聞きしました。なお、この駐車場については、平成 29 年 9 月の総会で申請をされ、許可されています。譲渡人の●●●●さんと、譲受人の●●●●さんの関係は、●●●●さんのお父さんの奥さんが●●●●さんと姉妹というふうにお聞きして、更に県道から●●●●さん宅への収入用道路として賃貸するということですけれど、当該の申請地から●●●●さんというお宅がございますが、ここの進入路として利用されるということです。●●●●さんは、●●●●さんと親戚関係になるということで、3 人の方が親戚関係であるという

ことをお聞きしました。普段は、●●●●さんはこの進入路をほとんど使われてなくて、●●●●さんと●●●●さんの間に進入路がありまして普通車が通れるのですが、今回の申請地の所は大型を通す場合に使っているということでした。申請地につきましては、地目は畑となっていますが、そういった様子は無く、平成10年からこういった道になっているということで顛末書が出ております。本藤行政書士さんの資料を見ますと、●●●●さん宅の左側に点線で四角がありますが、今現在は倉庫になっています。その横は畑となっていますけれど、本藤行政書士さんに確認をしたら、ため池が残っているということですが、実際は埋められた状態でした。それから、●●●●さん宅の裏手につきましては、現在も畑として野菜が耕作されていました。このように、既に20年も前からこのような状況でありますので、これを改めて転用することで周囲に影響を及ぼすことは無いかと考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅を建てたいということ

です。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10aあたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から令和 2 年 6 月 30 日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 3 ページをご覧ください。左上から右下に通っている道路は旧江津皆井田線で、都野津駅から真っ直ぐ進んで突き当たった所が●●●●です。突き当たりを右折して約 30m進みまして、右に入って突き当たりの所が申請地になります。現地は、耕作されているような跡は無く、草が生えて放置されているような状態でした。ここは、都野津の土地区画整備事業で整備された土地ですので、家がだんだんと建ってきておりますので、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さんと●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a 当り●●●●千円です。担当委員は原田委員で、工期は許可の日から令和 2 年 6 月 30

日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。右上から左下に斜めに走っている道は、通称産業道路と呼ばれている道路です。右上方向は嘉久志方面で、左下は都野津方面になります。左下の方に三叉路がありまして、●●●●マンションという建物がありますが、この道を産業道路から入っていきます。産業道路と●●●●の所を入る角地に、真島ニュータウンという看板が立っていますので、そこに入って●●●●マンションの角を左折しまして、突き当たりより少し手前に申請地がございます。この位置図には出ていませんが、申請地の右手の角地には家が建っていました。道を挟んで向かいの所にも家が建っています。左手の方は家が建っていない状態であるという形です。ここは耕作されていません。家を建てるときに周囲に影響を与えないように、ブロックで囲むということの木原行政書士さんからお聞きしました。問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 4 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が

畑で現況は山林、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●●㎡です。合計 3 筆で●●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 6 ページ、非農地証明の写真①になります。ご覧のように、この位置図と写真は毎回お馴染みの所です。行ける道も無く毎回同じような場所なので、毎回繰り返すようになりますが、渡津町にあります●●●●の碎石上山上の非農地証明関係で、以前からずっと出てきております。私の方も、平成 29 年 3 月からずっとこういった資料を改めて見直しますと、今現在 22 筆出てきております。面積も●●●●㎡になって、地権者は今現在 12 人になっています。今回出ております●●●●●、●●●●については、本藤行政書士さんもまだまだありますよということをおっしゃっていましたが、まだ半分にも満たない状態です。位置図をご覧のように、渡津町の●●●●を境に右側は松川町になります。これから松川町が今度は出てくる可能性があります。調査報告になりませんが、今までの一連の流れでございますので、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、野村推進委員から報告をお願いします。

野村推進委員 佐々木会長が報告された通りでございますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 桜江町今田 》

会 長 議案第 4 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員と井上推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 7 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿が畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。合計 2 筆で●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 63 年月日不詳より耕作しておらず、原野となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は田代委員と井上推進委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から報告をお願いします。

8 番委員 7 月 19 日に井上推進委員と一緒に、現地を見てきました。場所は位置図の 7 ページをご覧ください。●●●●ですが、桜江町市山に鮎観橋がありまして、その橋を渡りますと●●●●に入ります。そのまま、山手に沿って約 300m 進んだ所に申請地がございます。事由に書いてある通り、昭和 63 年から耕作をしていないということですが、●●●●さん自身は病気を患っておられたり、母親も高齢であったり、今後耕作することは難しいかと思えます。この申請地の下に●●●●さんという家がありますけれど、ここの宅地と農地が引っ付いておりまして、またここへ行くのにも他の人の農地と●●●●さんの宅地を通っていかないと、この申請地に入ることが出来ないのですが、段差があったりしてなかなか難しい所です。写真の非農地証明②を見て頂くと分かりますが、昭和 63 年以降耕作していないわりには草等が短いのですが、これは●●●●さんがやはり隣接しているという事で、年に 1 回くらいは刈っておられるようです。それで、この非農地証明をもらって地目変更をされてから、●●●●さんがこの申請地を買われるようなのですが、今後●●●●さんが耕作することは難しいと思えますし、渡辺さんにとっては宅地に隣接している裏が荒れていると、鳥獣害被害も出てきますし景観的にも悪いので、そういったこともありまして渡辺さんが年に何回か刈っているのだと思えます。私としましては、非農地として申請をされても仕方がないのではないかと思います。ご審

議の程よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、井上推進委員から報告をお願いします。

井上推進委員 7月19日に田代委員と現地確認に行きました。この申請地ですが、以前は●●●●さんが葉タバコを作っておられたようです。その頃は畑道のような道があって、おそらくここへ行けるようになっていたのだと思いますが、今はそのような道は全然見つかりません。田代委員が言われましたように、この申請地へ行くには渡辺さんの宅地を通るか、その上に●●●●さんという家がありますが、その家の宅地を通らないと行くことが出来ません。今は、●●●●さんが草を刈っているような状態で、また耕作するには難しいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 他にご質問等ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第4号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の8ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方と、●●●●さん、住所は●●●●、●●●●ということで弁護士の●●●●法律事務所の方が就いておられまして、その方の住所も記載されております。非農地の事由は、申請地は昭和年月日不詳より山林となり現在に至るということです。申請人は木原行政書士さ

んで、担当委員は深野委員と仲津推進委員です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から報告をお願いします。

9 番委員 7月17日に仲津推進委員と現地を確認いたしました。位置図の8ページをご覧ください。上真ん中辺りから右の方へ大きな道路が通っていますが、これは県道皆井田江津線です。左側に分かれています。左の道路は那賀東部広域農道で、分かれたすぐの所に二宮の交流センターがございます。ここの交差点を約1m跡市方面に進んで右折しましたら、約150mの所を左手にずっと上がって行きますと、太平寺と言うお寺があります。このお寺を過ぎまして、少し右に行った所に申請地がございます。この左側の道路を上がってきて、太平寺を過ぎた辺りから、この位置図には載っていませんが、墓地といえますか霊園がございます。現地を見ますと、●●●●さんと●●●●さんの父親が、杉と檜の木を植えられたようでして、現地は山林化しておりますので非農地ということで、やむを得ないかと判断いたしました。以上です。

会 長 それでは、仲津推進委員から報告をお願いします。

仲津推進委員 深野委員と太平寺の駐車場で待ち合わせをしまして、現地の確認をいたしました。写真の非農地証明③を見て頂くと分かりますように、青いブルーシートのような所が見えますが、その辺りから杉や檜が密集しております。もう山のような状態で、杉の木も直径が40cm以上の物もありますし、密集状態でありますので畑に戻すことは難しいと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

《 二宮町羽代 》

会 長 議案第4号「非農地証明の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願いい

たします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。場所は位置図の9ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が田で現況は山林、面積は●●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和年月日不詳より自然に生えた雑木の繁茂により山林となり、現在に至るといことです。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は深野委員と仲津推進委員です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から報告をお願いします。

9番委員 位置図は9ページをご覧ください。和木地区農免道路が通ってしまして、点線がありますが、これは嘉久志町と二宮町羽代の境界線です。17日の午後に、仲津推進委員と現地を確認いたしました。農道から150mくらい入った所で、ここの現地と道路の間ですが、和木の葬祭センターの土が余っているということがありまして、埋め立てをされております。申請地だけが一段くらい残っておりまして、仲津推進委員とも話しましたが、田んぼということですが上の部分も埋められていたので、水が来るような水路等も無いのではないかと。現地は自然であったということで、それほど大きな木は生えておりませんが、木や雑草が生い茂っておりまして、非農地でもやむを得ないのではないかと判断いたしました。

会 長 それでは、仲津推進委員から報告をお願いします。

仲津推進委員 先程の太平寺の方を見た後に、こちらの方に移動して現地を確認いたしました。農免道から、たぶん道路との関係で今の残土処理が出来たのだと思うのですが、道路から埋め立てされておりました。道路側を埋め立てた後に残った部分が現在、非農地証明が出ている所で、その谷の下の方は残土で埋め戻しがされておりました。そのサンドイッチ状態の所が現地になろうかと思えます。よくこんな所に水があったのだなというような所でしたが、葎が生えている程度で、あとは雑木に覆われておりました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の4については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1ページをご覧下さい。今回は桜江地区が●●、●●、●●、●●、●●、で、江津地区は●●です。桜江町●●は畑が5筆で●●●●㎡、再設定となっております。桜江町●●は畑が1筆で●●●㎡、再設定となっております。桜江町●●は畑が1筆で●●●㎡、再設定となっております。桜江町●●は畑が9筆で●●●●㎡、再設定となっております。江津地区の●●は、田が1筆で●●●●㎡、新規設定となっております。合計で、田が1筆で●●●●㎡、畑が16筆で●●●●㎡です。新規が田で●●●●㎡、再設定が畑で●●●●㎡となっております。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は桜江町●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社、松江市黒田町432番地1の方です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、桜江町●●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管

理事業となっています。次に3ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、こちらは新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、使用貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。合計2筆で●●●●㎡、再設定です。権利の設定をする者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に4ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。合計、畑が9筆で●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、使用貸借で農地中間管理事業となっています。次に5ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡、再設定です。利用権の設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 4 江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 8 月 20 日の火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員